

随意契約（相手方指定）調書

| | | |
|-------|----------------------------|------------|
| 件名 | ゆいの森子どもひろば体験学習プログラム作成等業務委託 | No.5200535 |
| 工（納）期 | 平成29年 3月24日 | |
| 契約締結日 | 平成28年10月26日 | |
| 契約金額 | 20,498,400円（消費税込み） | |

| | | |
|---------|----------------------------------|--|
| 契約相手方 | 株式会社 丹青社 (法人番号：3010501007440) | |
| 相手方指定理由 | 別紙に記載のとおり。 | |
| 備考 | | |

業者選定理由書

| | |
|---------|---|
| 件名 | ゆいの森子どもひろば体験学習プログラム作成等業務委託 |
| 指名業者(案) | <p>名称 株式会社 丹青社</p> <p>所在地 東京都港区港南一丁目2番70号</p> <p>代表者 代表取締役 青田 嘉光</p> |
| 特命理由 | <p>本件は、平成29年3月に開館予定のゆいの森あらかわにおいて使用する、小中高生を対象とした科学、社会、芸術等の分野の学習体験プログラム等の作成を委託する契約である。</p> <p>主管課からは、プロポーザル方式により委託先候補者を選定のうえ、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① 本件は、体験型の学習プログラム等の作成を委託する契約であり、価格競争には馴染まないことから、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行ったものである。</p> <p>② 候補事業者の選定にあたっては、参加事業者を公募の上、外部委員を含めた評価委員会により審査基準を定め、その内容を評価している。</p> <p>上記業者の得点状況のうち、「取扱研修」については、提案された研修回数が1回であったことから、十分でないとして5割の得点にとどまったが、実施回数を2回以上として調整を行う予定である。</p> <p>一方で、配点の高い重要評価項目である「体験プログラム案」、「体験キット及び体験ワゴンの展示アイテムの概要」において7割以上の得点を獲得し、総合で8割を超える得点を獲得していることから、確実な履行が期待できる。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p> |
| その他特記事項 | ○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの) |